

# 消防用設備点検の斡旋のお知らせ

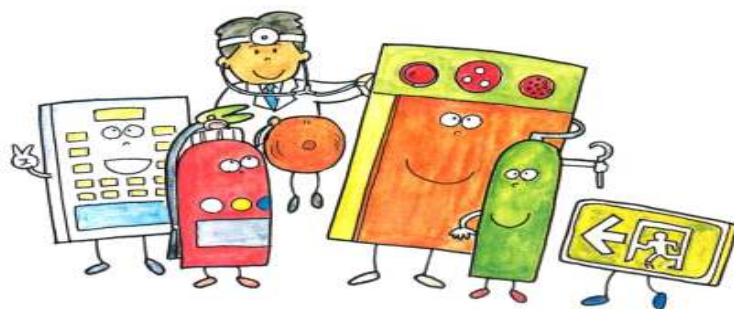
当組合では、消防用設備点検の斡旋をさせて頂いています。

消防法により設置が義務付けられている消防用設備(消火器、誘導灯など)は、法令に定められた期間内に点検し所轄消防署へ報告をしなければなりません。また、いざという時に確実に作動し被害を最小限にとどめるためにも平常時の点検は重要です。

## 『消防用設備の点検されていますか?』

点検作業・消防署への報告書の作成、提出から点検時に見つかった不具合箇所改修のご提案、改修までサポートさせて頂きます。

この機会に、消防用設備の点検をご検討されてはいかがでしょうか。



### ～消防用設備点検の 見積 ・ 実施 依頼 申込書～

病院名		ご希望内容 <input type="checkbox"/> 詳しい説明を希望する <input type="checkbox"/> 見積を希望する <input type="checkbox"/> 点検実施を希望する
お名前		
電話番号		
ご住所		